

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

知事公室等の所管に属する建設工事等の実施に当たり、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 の規定により学識経験を有する者の意見を聴くことが必要であることから、新たに滋賀県知事公室建設工事等総合評価審査委員会等を設置するとともに、部の再編に伴う所要の改正を行うため、滋賀県附属機関設置条例(平成 25 年滋賀県条例第 53 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県知事公室建設工事等総合評価審査委員会、滋賀県観光文化スポーツ部建設工事等総合評価審査委員会、滋賀県商工労働部建設工事等総合評価審査委員会、滋賀県県土整備部建設工事等総合評価審査委員会および滋賀県交通まちづくり部建設工事等総合評価審査委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。(別表関係)
- (2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関					本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
(新設)					滋賀県知事	知事の諮問に応じて	15人以内	(1) 学識経験を有する者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間
					公室建設工事等総合評価審査委員会	県が発注する知事公室の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。		(2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	
滋賀県総合企画部建設	知事の諮問に応じて県が発注する総合企	20人以内	(1) 学識経験を有する者	当該諮問に係る審	滋賀県総合企画部建設	知事の諮問に応じて県が発注する総合企	20人以内	(1) 学識経験を有する者	当該諮問に係る審

工事等総合 評価審査委 員会	画部の所管に属する 建設工事等に係る地 方自治法施行令(昭和 22年政令第16号)第 167条の10の2第3項 に規定する落札者決 定基準の策定および 同条第5項の規定に よる落札者の決定に 関する事項について 審査すること		(2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	査が終了 するまで の期間	工事等総合 評価審査委 員会	画部の所管に属する 建設工事等に係る地 方自治法施行令第167 条の10の2第3項に 規定する落札者決定 基準の策定および同 条第5項の規定によ る落札者の決定に関 する事項について審 査すること。		(2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	査が終了 するまで の期間
省略					省略				
滋賀県文化 スポーツ部 建設工事等 総合評価審 査委員会	知事の諮問に応じて 県が発注する文化ス ポーツ部の所管に属 する建設工事等に係 る地方自治法施行令 第167条の10の2第3 項に規定する落札者 決定基準の策定およ び同条第5項の規定 による落札者の決定 に関する事項につい	15人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮問 に係る審 査が終了 するまで の期間	滋賀県観光 文化スポー ツ部建設工 事等総合評 価審査委員 会	知事の諮問に応じて 県が発注する観光文 化スポーツ部の所管 に属する建設工事等 に係る地方自治法施 行令第167条の10の2 第3項に規定する落 札者決定基準の策定 および同条第5項の 規定による落札者の 決定に関する事項に	15人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮問 に係る審 査が終了 するまで の期間

	て審査すること。		
(新設)			
省略			
滋賀県公衆浴場入浴料金審議会	省略		
(新設)			

	について審査すること。			
滋賀県観光事業審議会	知事の諮問に応じて観光事業に関する基本的な計画について調査審議することおよび観光事業に関する重要事項について知事に意見を述べること。	25人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が 適当と認める者	2年
省略				
滋賀県公衆浴場入浴料金審議会	省略			
滋賀県商工労働部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する商工労働部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	当該諮問に係る審査が終了するまでの期間

省略				
滋賀県観光事業審議会	知事の諮問に応じて観光事業に関する基本的な計画について調査審議することおよび観光事業に関する重要事項について知事に意見を述べること。	25人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他知事が 適当と認める者	2年
省略				
滋賀県土木交通部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する土木交通部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審	30人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	1年

	する事項について審査すること。			
省略				
(削除)				
省略				
滋賀県県土整備部建設工事等総合評価審査委員会	知事の諮問に応じて県が発注する県土整備部の所管に属する建設工事等に係る地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審	30人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が適 当と認める者	1年

	査すること。			
省略				
滋賀県河川 整備計画検 討委員会	省略			
(新設)				
省略				
2 省略				

	査すること。			
省略				
滋賀県河川 整備計画検 討委員会	省略			
滋賀県交通 まちづくり 部建設工事 等総合評価 審査委員会	知事の諮問に応じて 県が発注する交通ま ちづくり部の所管に 属する建設工事等に 係る地方自治法施行 令第167条の10の2第 3項に規定する落札 者決定基準の策定お よび同条第5項の規 定による落札者の決 定に関する事項につ いて審査すること。	20人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) 県の職員 (3) その他知事が 適当と認める者	1年
省略				
2 省略				